

- 二 副作用による疾病の原因とみられる許可医薬品の使用期日、使用目的及び使用方法を明らかにすることができる書類
- 三 前項第五号及び第六号の事実を証明することができる書類
- 四 副作用による疾病についての医療の内容を記載した書類

(障害年金の請求)

第六条 法第十六条第一項第二号の障害年金(以下「障害年金」という。)の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、生年月日及び住所
  - 二 障害の原因とみられる許可医薬品の名称
  - 三 障害の状態
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 障害がその原因とみられる許可医薬品を使用したことによるものであることを証明することができる書類
  - 二 障害の原因とみられる許可医薬品の使用期日、使用目的及び使用方法を明らかにすることができる書類
  - 三 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他障害の状態を明らかにすることができる資料

(障害年金の額の改定請求)

第七条 障害年金の支給を受けている者が、その障害の状態に変更があったことを理由として、その受けている障害年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、生年月日及び住所
  - 二 現に支給を受けている障害年金に係る令別表に定める等級
  - 三 令別表に定める他の等級に該当するに至った年月日
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 前項第三号の事実を証明することができる書類
  - 二 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他障害の状態を明らかにすることができる資料
- 3 障害年金の支給を受けている者の障害の状態の変更が、その者の障害の原因となった許可医薬品以外の許可医薬品によるものであるとみられる場合には、第一項の請求書には、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 障害の状態の変更がその原因とみられる許可医薬品を使用したことによるものであることを証明することができる書類
  - 二 障害の状態の変更の原因とみられる許可医薬品の使用期日、使用目的及び使用方法を明らかにすることができる書類

(障害児養育年金の請求)

第八条 法第十六条第一項第三号の障害児養育年金(以下「障害児養育年金」という。)の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。